

毎週火、金曜日発行(但休日)に当る  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可  
は翌日)

# 鳥取県公報

## ◇告示

目次  
土地改良区の役員<sup>正</sup>の退任及び就任  
農林水産振興資金の融通要綱の一部改正  
昭和三十五年五月鳥取県告示第二百三十三号(児童福祉収容施設措置費の保護単価)の一部改正  
買収令書に代える告示

土地改良区の設立認可

土地改良事業の認可

## ◇選管告示

鳥取県選挙管理委員会委員長<sup>正</sup>の決定  
委員長職務代理者の決定

## ◇公告

鳥取県行政書士試験の合格者

## 告示

### 鳥取県告示第三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十六年一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 米沢村員田土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 森田 薫秋 日野郡江府町大字員田

“ 森田 成人 “

“ 森田 八郎 “

“ 佐藤 兼次 “

“ 森田 正三 “

“ 岡田 竹男 “

“ 森田 一郎 “

“ 森田 正己 “

監事

森田 正己

就任した役員の氏名及び住所

理事 森田 正三 日野郡江府町大字貝田  
 " 岡田 竹男 " "  
 " 森田 誉雄 " "  
 " 遠藤 延 " "  
 " 岡田 恵輝 " "  
 " 佐藤、秋寛 " "  
 監事 池田 敏治 " "  
 " 森田 庫二 " "  
 昭和三十五年四月八日通常総会において選挙の結果当選し四月十日就任、任期二年。

青谷町西町土地改良区  
 就任した役員の氏名及び住所  
 理事 田中 沢藏 気高郡青谷町大字青谷  
 " 田中 賢一 " " 露谷  
 " 田中、清 " " 青谷  
 " 田中 平蔵 " " "

" 田内 兵一 "  
 " 北村亀太郎 "  
 " 田中 国秋 " "  
 監事 小谷 栄一 " "  
 " 久野 晴義 " "  
 " 尾崎 武二 " " 露谷  
 昭和三十五年十一月二十日第一回総会において総選挙の結果当選し同日就任、任期四年。

鳥取県告示第三十三号

農林水産振興資金の融通要綱(昭和三十三年六月鳥取県告示第二百七十三号)の一部を次のように改正する。

昭和三十六年一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 郎

第九条中「製炭、しいたけ原木資金及びしいたけ乾燥施設資金」を「製炭、しいたけ原木資金、しいたけ乾燥施設資金及び葉たばこ乾燥施設資金」に改める。

(別表一) 振興資金の種類、利率及び償還期限中

漁獲品加工施設資金(〃)	〃	〃	〃	〃
葉たばこ乾燥施設資金	年六分以内	年七分以内	〃	〃

改める。

(別表二) 融資対象選定基準中

漁獲品加工施設資金	漁獲品加工施設の設置	〃	〃	〃
葉たばこ乾燥施設資金	葉たばこ乾燥室並びに乾燥機の設置	葉たばこ耕作者で共同又は個人で乾燥室並びに乾燥機を設置するもの	専売公社の規格による	農業者

改める。

別記様式 別紙2(記載注意)中 八の(6)の次に次のように加える。

(7) 葉たばこ乾燥施設……葉たばこ耕作面積

二の(6)の次に次のように加える。

(7) 養たばこ乾燥施設……養たばこをキログラム  
附 則  
この要綱は、昭和三十六年一月一日から適用する。

鳥取県告示第三十四号

昭和三十五年五月鳥取県告示第二百三号（児童福祉収容施設措置費の保護単価）の一部を次のように改正し、昭和  
三十五年十月一日から適用する。

昭和三十六年一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表(一) (二)を次のように改める。

別表(一) 事務費の児童一人当りの保護単価表 (月額)

(昭和35年10月1日から適用)

施設区分	施設名	地区	算出上の 所要額	単 価	設定保 護単 価	適用人員 (定員)人	備 考
教、護 院	養徳学校	乙	4,567 円	3,611 円	3,611 円	88	
精神薄弱児施設	皆成学園	乙	5,620	3,583	3,583	76	
盲 児 施設	積善学園	乙	4,856	4,345	4,345	30	

ろろあ児施設	〃	乙	2,988	2,680	2,680	90	
養 護 施設	鳥取こども学園 青谷信徳園 光聖園	乙丙乙丙乙	2,714 2,921 2,791 3,145 2,751	2,627 2,850 2,786 2,850 2,627	2,627 2,850 2,786 2,850 2,627	80 30 60 30 80	
	乳 児 院	乙	9,944	9,921	9,921	15	
	母 子 寮 (県措置分)	丙丙丙丙	3,540 2,877 2,724 3,698	4,112 4,112 4,112 4,112	3,540 2,877 2,724 3,698	20世帯 20 19 8	
母 子 寮 (市措置分)	鳥取こども学園 鳥倉米子 取吉東園	乙乙乙乙	2,874 2,578 1,844 1,473	4,361 4,361 4,361 4,361	2,874 2,578 1,844 1,473	17世帯 11 15 18	

3才未満の者の加算額

施設区分	施設名	地域区分	一人当り加算額	備 考
養 護 施設	鳥取こども学園 青谷信徳園 光聖園	乙丙乙丙乙	1,254 1,179 1,254 1,179 1,254	

別表 事業費の児童一人当りの単価表

施設の種類	生活諸費 (日)	生活諸費以外の事業費				親里費用 連手当 (月額)
		教育費 (月額)	学校給食費 (年額)	見学旅行費 (年額)	期末一時費 (年額)	
養護施設	90円72 内訳 飲食物費 66円27 日用品費 5.00 雑費 19.45	小学校 第1学年 149円 第2学年 179 第3学年 207 第4学年 218 第5学年 236 第6学年 252	小学校 第6学年 440円 中学校 第3学年 1,620円	155円	2,000円 ただし、火葬に要する費用につき非難地市の町村条例等に定めがあるときは、これを加算した額とする。	連手当 親里費用 250円
教護施設	90円72 内訳 飲食物費 66円27 日用品費 5.00 雑費 19.45	中学校 第1学年 428円 第2学年 345 第3学年 363	その学校において徴収される実費	155円 (一般分) 155円 (乳児分) 130円	その額を加算した額とする。	連手当 親里費用 250円
盲児施設	90円72 内訳 飲食物費 66円27 日用品費 5.00 雑費 19.45	小学校 第1学年 149円 第2学年 179 第3学年 207 第4学年 218 第5学年 236 第6学年 252	その学校において徴収される実費	155円 (一般分) 155円 (乳児分) 130円	その額を加算した額とする。	連手当 親里費用 250円
ろゝお児施設	90円72 内訳 飲食物費 66円27 日用品費 5.00 雑費 19.45	小学校 第1学年 149円 第2学年 179 第3学年 207 第4学年 218 第5学年 236 第6学年 252	その学校において徴収される実費	155円 (一般分) 155円 (乳児分) 130円	その額を加算した額とする。	連手当 親里費用 250円
里親	(一般分) 内訳90円72 飲食物費 66円27 日用品費 5.00 雑費 19.45 (乳児分) 97円88 飲食物費 79円27 日用品費 5.00 雑費 19.45	小学校 第1学年 149円 第2学年 179 第3学年 207 第4学年 218 第5学年 236 第6学年 252	その学校において徴収される実費	155円 (一般分) 155円 (乳児分) 130円	その額を加算した額とする。	連手当 親里費用 250円
身体不自由児施設	(一般分) 内訳104円17 飲食物費 79円27 日用品費 5.00 雑費 19.45 (加算分) 結核性虚弱児加算費 40円00	小学校 第1学年 149円 第2学年 179 第3学年 207 第4学年 218 第5学年 236 第6学年 252	その学校において徴収される実費	155円 (一般分) 155円 (乳児分) 130円	その額を加算した額とする。	連手当 親里費用 250円
虚弱児施設	(一般分) 内訳104円17 飲食物費 79円27 日用品費 5.00 雑費 19.45 (加算分) 結核性虚弱児加算費 40円00	小学校 第1学年 149円 第2学年 179 第3学年 207 第4学年 218 第5学年 236 第6学年 252	その学校において徴収される実費	155円 (一般分) 155円 (乳児分) 130円	その額を加算した額とする。	連手当 親里費用 250円

施設の種類	生活諸費 (日)	教育費 (月額)	学校給食費 (年額)	見学旅行費 (年額)	期末一時費 (年額)	業務費 (月額)	葬祭費 (1件)	親里費用 連手当 (月額)
乳児院	106円91 日常諸費 73円23 給食費 5.00 雑費 28.48	小学校 第1学年 149円 第2学年 179 第3学年 207 第4学年 218 第5学年 236 第6学年 252	小学校 第6学年 440円 中学校 第3学年 1,620円	155円	2,000円 ただし、火葬に要する費用につき非難地市の町村条例等に定めがあるときは、これを加算した額とする。	連手当 親里費用 250円		
母子寮	日常諸費 73円23 給食費 5.00 雑費 28.48 (保育室) 3才未満児 給食費 3円20 間食費 3.00 雑費 30.00	小学校 第1学年 149円 第2学年 179 第3学年 207 第4学年 218 第5学年 236 第6学年 252	小学校 第6学年 440円 中学校 第3学年 1,620円	155円	2,000円 ただし、火葬に要する費用につき非難地市の町村条例等に定めがあるときは、これを加算した額とする。	連手当 親里費用 250円		
精神薄弱児通設	33円66 内訳 飲食物費 22円09 日用品費 5.00 雑費 8.57	小学校 第1学年 149円 第2学年 179 第3学年 207 第4学年 218 第5学年 236 第6学年 252	小学校 第6学年 440円 中学校 第3学年 1,620円	155円	2,000円 ただし、火葬に要する費用につき非難地市の町村条例等に定めがあるときは、これを加算した額とする。	連手当 親里費用 250円		
保護受託者								

鳥取県告示第三十五号

次の土地は、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第七十二条第一項の規定により、買収することに決定したが、土地所有者の現住所が不明のため買収令書を交付することができないので、同条第四項において準用する第五十条第三項の規定により、その内容を告示して交付に代える。

昭和三十六年一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地の所在及び対価等

土地の所在	地目		面積	対価	所有者
	台帳一現況	台帳一買収			
西伯郡大山町大字豊房字草ノ谷原二〇五〇ノ六	原野	原野	1,000反	1,000反	白井 正行



鳥取県告示第三十八号

昭和三十五年八月十六日付けで岩美郡国府町から申請のあつた土地改良事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、昭和三十六年一月十三日認可した。

昭和三十六年一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四十号

米川土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとするかんがい排水土地改良事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十六年一月十三日認可した。

昭和三十六年一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三十九号

昭和三十五年十一月十六日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良事業については、土地改良法（昭和三十四年法律第九十五号）第九十六条の二第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、昭和三十六年一月十三日認可した。

昭和三十六年一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

昭和三十六年一月五日開催の鳥取県選挙管理委員会において、次の者を鳥取県選挙管理委員会委員長に決定した。

昭和三十六年一月十七日

鳥取県選挙管理委員会  
福光 正義 岩美郡岩美町大字牧谷三四七

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十七條第三項の規定により、鳥取県選挙管理委員加藤定治を、委員長職務代理者に指定した。

昭和三十六年一月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

公 告

昭和三十五年十二月十五日実施した鳥取県行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和三十六年一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 西伯郡名和町大字富長八二〇番地 国谷 寿夫
- 鳥取市西町一丁目四四五番地 森原 学
- 東伯郡東伯町大字鋤一五五番地 松田 清巳
- 〃 三朝町大字湯谷八〇番地 上村 勉